

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 5 年 10 月 版	(旧) 令和 4 年 10 月 版	
札幌市土木設計業務共通仕様書の改定について 令和 5 年 10 月 単価使用の委託業務から適用 ～本仕様書を使用される皆様へ～ 本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。 http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html	札幌市土木設計業務共通仕様書の改定について 令和 4 年 10 月 単価使用の委託業務から適用 ～本仕様書を使用される皆様へ～ 本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。 http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html	

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 5 年 10 月版	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
各 章 共 通 (語句の統一を図るもの。) ・ または ・ より 難 い 第 1 章 総 則 ・ 一 般 1 － 3 受 託 者 ・ 委 託 者 の 責 務 1 . ～ 2 . (省 略) 3 . 受 託 者 は 、 設 計 業 務 等 の 適 正 な 実 施 の た め に 必 要 な 技 術 的 能 力 の 向 上 、 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 設 計 業 務 等 の 実 施 の 効 率 化 等 に よ る 生 産 性 の 向 上 並 び に 技 術 者 の 育 成 及 び 確 保 並 び に こ れ ら の 者 に 係 る 賃 金 、 労 働 時 間 そ の 他 の 労 働 条 件 、 安 全 衛 生 そ の 他 の 労 働 環 境 の 改 善 に 努 め な け れ ば な ら ない。	・ 又 は ・ よ り が た い 第 1 章 総 則 ・ 一 般 1 － 3 受 託 者 ・ 委 託 者 の 責 務 1 . ～ 2 . (省 略)	語 句 の 統 一 文 書 追 加

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 5 年 10 月版	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
1ー50 コンクリート構造物における全体最適の検討 標準的な土木構造物において、全体最適の考えに基づいた設計を行う際には、概略・予備設計段階等に応じて、施工性、経済性、維持管理、走行性等の検討項目を適切に設定する必要がある。なお、現場条件等により、施工段階において変更になる可能性があるものについては、引き継ぎ事項として、確認項目を明確にする必要がある。 また、構造形式や工法等の比較検討を行う場合は、当該形式及び工法による直接的な経済性比較以外に、間接的に必要となる経費についても比較検討項目として明確にするとともに、コスト換算が困難な工期短縮や安全性及び周辺環境への影響など選定に重要な項目についても、適宜比較検討項目として設定する必要がある。その際は、下記の図書を参考とする。 (1) 国土交通省 土木構造物設計ガイドライン（平成 31 年 3 月） (2) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 31 年 1 月） (3) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成 30 年 6 月） (4) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成 30 年 6 月） (5) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成 28 年 7 月） (6) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月） (7) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）		記載位置の移動による追加

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 5 年 10 月版	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
1－51 法定外の労災保険の付保 1. 受託者は、現場作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。 2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。 3. 受託者は、履行期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に締結すること。 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、担当職員へ提出しなければならない。 5. 契約約款第 2 4 条に基づき履行期間を変更したことにより、履行期間が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、担当職員へ提出しなければならない。 6. 委託者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。		文書追加

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 5 年 10 月版	(旧) 令和 4 年 10 月版	備考
第 2 章 道路部門	第 2 章 道路部門 2－8 設計段階における全体最適の検討 標準的な主本構造物において、全体最適の考えに基づいた設計を行う際には、概略・予備設計段階等に応じて、施工性、経済性、維持管理、走行性等の検討項目を適切に設定する必要がある。なお、現場条件等により、施工段階において変更になる可能性があるものについては、引き継ぎ事項として、確認項目を明確にする必要がある。 また、構造形式や工法等の比較検討を行う場合は、当該形式及び工法による直接的な経済性比較以外に、間接的に必要となる経費についても比較検討項目として明確にするとともに、コスト換算が困難な工期短縮や安全性及び周辺環境への影響など選定に重要な項目についても、適宜比較検討項目として設定する必要がある。その際は、下記の図書を参考とする。 (1) 国土交通省主本構造物設計ガイドライン（平成 31 年 3 月） (2) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する 機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 31 年 1 月） (3) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成 30 年 6 月） (4) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上委員会 コンクリート構造物における 埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成 30 年 6 月） (5) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成 28 年 7 月） (6) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月） (7) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）	記載位置の移動による削除

